

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年11月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2400447 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2400077 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年4月1日から令和4年4月1日に訂正し、令和3年4月から令和4年3月までの標準報酬月額を8万8,000円とすることが必要である。

令和3年4月1日から令和4年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年4月1日から令和4年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：平成11年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：令和3年4月1日から令和4年4月1日まで

私は、請求期間においてA社に取締役として勤務していた。しかしながら、請求期間が保険給付の対象とならない期間として記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されている。給料明細書及び賃金台帳により、請求期間の厚生年金保険料の控除が確認できるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書、事業主から提出された賃金台帳（以下「賃金台帳等」という。）及びA社に係る商業登記の記録により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料も納付していないことを認めていた上、当該喪失届の訂正届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年5月7日受付）していることから、事業主から令和3年4月1日を資格喪失年月日として健康

保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。